

令和 7 年度第 1 回君津市国民保護協議会
会議録

令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金）

令和7年度第1回君津市国民保護協議会 会議録

1 日 時

令和7年10月10日（金）午後2時30分～午後3時10分

2 場 所

君津市役所6階災害対策室

3 出席者

(1) 会長

君津市長 石井 宏子

(2) 委員（24名）

区分	機関名	役職	氏名
1号	関東地方整備局千葉国道事務所	所長	堤 啓
1号	木更津海上保安署	署長	田上 真理子
2号	陸上自衛隊高射学校	高射教導隊第4高射中隊長	宮野 隆重
3号	千葉県君津地域振興事務所	所長	陣野 正美
3号	君津健康福祉センター	センター長	金井 要
3号	君津土木事務所	所長	古谷野 克己
3号	君津警察署	署長	藤代 誠
5号	君津市	教育長	粕谷 哲也
5号	君津市	消防長	田村 和弘
6号	君津市	危機管理監	石倉 丈士
6号	君津市	総務部長	竹内 一視
6号	君津市	企画政策部長	津野 広昭
6号	君津市	財政部長	錦織 弘
6号	君津市	市民生活部長	村越 護
6号	君津市	福祉部長	丸 博幸
6号	君津市	健康こども部長	嶋野 真奈美
6号	君津市	経済環境部長	石山 英樹
6号	君津市	建設部長	石川 雅一
6号	君津市	教育部長	高橋 克仁
7号	君津市消防団	団長	平野 宏行
8号	東日本旅客鉄道株式会社君津駅	駅長	根本 修
8号	君津木更津歯科医師会	副会長	神 由紀彦
8号	NP0 法人君津木更津薬剤師会薬業会	副理事長	柳井 明良
8号	君津市赤十字奉仕団	委員長	林 和子

(3) 委員代理（４名）

区分	機関名	役職	氏名
1号	関東農政局千葉県拠点	主任農政推進・地域防災官	大胡 真一
8号	NTT 東日本株式会社千葉事業部	災害対策室課長	小島 保規
8号	東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社	支社長代理	柳井 紀男
8号	東京ガス株式会社千葉支社	副支社長	山内 義実

(4) 事務局

危機管理課	課長	毛塚 忠
	防災対策担当主幹	早田 和志
	危機対策係長	川村 章悟
	防災対策係長	鳥居 大樹
	主任主事	竹内 一騎
	主任主事	宮本 哲也

4 傍聴人

1名

5 議題

君津市国民保護計画の変更について

6 配付資料

- (1) 次第
- (2) 委員名簿
- (3) 席次表
- (4) 君津市国民保護計画の変更について（概要版）
- (5) 意見表に対する市の対応

7 会議概要

(1) 開会

【毛塚危機管理課長】

本日は、たいへんお忙しい中、令和7年度第1回君津市国民保護協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の配布資料について、ご確認をさせていただきます。

本日の配布資料につきましては、「次第」、「委員名簿」、「席次表」、「君津市国民保護計画の変更について（概要版）」、「意見表に対する市の対応」の以上5点となります。

不足はございませんでしょうか。

はじめに、傍聴者の関係について、ご報告をさせていただきます。

本市では、君津市審議会等の会議の公開に関する規則に基づき、本日の会議を、公開としております。

また、会議録を作成し、公開することとなっておりますので、委員の皆様には、あらかじめご了承ください。

本日は、1名の傍聴者がいらっしゃいます。

なお、傍聴者におかれましては、配布いたしました傍聴要領を遵守し会議の円滑な運営にご協力をお願いいたします。

それでは、只今から、令和7年度第1回君津市国民保護協議会を開会させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、君津市危機管理課長の毛塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お配りしてあります次第のとおり、議題として、「君津市国民保護計画の変更について」をご審議いただきます。

なお、本協議会は、君津市国民保護計画を平成19年3月に策定して以来の開催となります。

委員の皆様から、忌憚のないご意見を賜れればと存じます。

最後に、次第5「その他」において、最近の国民保護に関する取組等についてご紹介をいただきたく存じます。

(2) 会長あいさつ

【毛塚危機管理課長】

それでは、次第2「会長あいさつ」でございます。

君津市国民保護協議会の会長であります、君津市長石井宏子よりごあいさつを申し上げます。

～石井会長あいさつ～

(3) 委員紹介

【毛塚危機管理課長】

続きまして、次第3「委員紹介」でございます。

本来であれば、委員の皆様 一人ずつ自己紹介をお願いしたいところではございますが、議事進行の都合上、お手元に配付させていただきました名簿並びに席次表をもって、代えさせていただきます。

(4) 議題

【毛塚危機管理課長】

それでは、これより議題に入らせていただきます。

進行につきましては、本協議会の会長であります石井会長お願いいたします。

【石井会長】

それでは、議長を務めさせていただきます。

委員の皆様、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次第4「議題 君津市国民保護計画の変更について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

【川村危機対策係長】

危機管理課係長の川村と申します。

よろしくお願いいたします。

着座にて、失礼いたします。

～資料に基づき変更内容等について説明～

【石井会長】

只今、議題について、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

【金井委員】

君津健康福祉センターの金井と申します。

第1編総則、1ページ目に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）と記載がありますが、法律名がかなり長いので、分かりやすいよう、かっこを付け、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）としたらどうでしょうか。

また、国民保護法の趣旨が分かるように抜粋したものを掲載してはどうでしょうか。

【石井会長】

事務局は回答をお願いします。

【川村危機対策係長】

国民保護法の記載方法については、頂いたご意見をもとに変更を検討いたします。

また、国民保護法や関連法令の抜粋を資料編での掲載を検討したいと思います。

貴重なご意見ありがとうございました。

【石井会長】

他に質問はありませんか。

石倉委員どうぞ。

【石倉委員】

概要版に分かりにくい用語があったが、「エムネット」とは具体的にどのようなシステムなのか。

また、「救援事務の移管」とあるが具体的にどのような事務が移管されるのか、以上2点を教えていただきたい。

【石井会長】

事務局は回答をお願いします。

【川村危機対策係長】

エムネットは、内閣官房が整備する「緊急情報ネットワークシステム」のことで、国と地方公共団体が専用回線 LGWAN 回線を利用して、緊急情報を迅速かつ確実にやり取りするためのシステムです。

強制的な受信機能を持つため、従来の FAX に加え、より確実な情報伝達が可能で、国民保護の観点から重要な役割を担っています。

次に、救護事務の移管については、国から救援を委任された場合、市は、国の基準と県の国民保護計画に沿って救援を行うことになります。

この際、県の提供される情報や市の対策本部に集まる情報を使って、関係機関と連携し、食品・飲料水などの給与や被災者の搜索及び救出・救援を実施します。

【石井会長】

他に質問はありませんか。

ありがとうございます。

それでは原案のとおりとさせていただくことで、ご異議はございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

以上で、議題は終了となります。

続きまして、次第5「その他」となります。

折角の機会でございますので、自衛隊高射学校、君津警察、千葉県君津地域振興事務所の委員の皆様から、国民保護に関する最近の取組などについて、ご紹介いただければと存じます。

初めに、陸上自衛隊高射学校宮野様をお願いします。

【宮野委員】

防衛省・自衛隊の取組について説明します。

防衛省・自衛隊は、国民保護措置として、警察、消防、海上保安庁など様々な関係省庁と連携しつつ、被害状況の確認、人命救助、住民避難の支援などを行うこととしています。

この国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためには、平素から関係機関と連携態勢を構築しておくことが必須であり、防衛省・自衛隊として地方公共団体などとの平素からの連携を深めるとともに、政府全体として武力攻撃事態などを念頭に置いた国民保護訓練を強化することとしています。

具体的な取組としては、地方公共団体などとの連携のため、陸・海・空自の主要な総監部、司令部、自衛隊地方協力本部などに、平素から緊密な連絡調整を担当する部署を設置し、国民保護専門官（事務官）などを配置しています。

また、君津市においても、国民保護措置に関する施策を総合的に推進するため、都道府県や市町村に国民保護協議会が設置されており、各自衛隊に所属する者や地方防衛局に所属する職員が委員に任命されています。加えて、地方公共団体は、退職自衛官を危機管理監などとして採用し、防衛省・自衛隊との連携や、国民保護訓練などの企画や実施に活用しています。

さらに、防衛省・自衛隊は、関係省庁や地方公共団体が行う国民保護訓練にも積極的に参加し、協力しています。

令和元年度は千葉県国民保護共同実動訓練として千葉市で、令和6年度は、鳥インフルエンザ対応により中止となりましたが浦安市で、令和7年度は千葉県庁で実施された令和7年度国民保護対策本部運営訓練に参加しています。

【石井会長】

貴重なお話ありがとうございました。

続いて、君津警察署長の藤代様をお願いします。

【藤代委員】

君津警察署の取組について、ご紹介させていただきます。

当署では、君津警察署テロ対策ネットワークという組織を立ち上げております。こちらについては、君津市に関連する事業者様にご協力いただきテロ対策

に関する情報共有、危機意識の醸成などを目的として立ち上げたものです。

本年6月に、当ネットワークの合同訓練を開催し、君津市民文化ホールのご協力をいただき爆発物処理訓練を実施させていただきました。これは、文化ホールに爆発物・不審物が仕掛けられたものを専門部隊が処理するという流れのもと行った訓練でありました。

なぜ、文化ホールで訓練を開催したかと申しますと、県内外の学校や官公庁などの公共施設を対象として複数回にわたり爆破予告メールがあり、その施設の一つとして文化ホールも含まれていました。

そこで、文化ホールの職員も危機意識をお持ちということで、訓練場所としての提供をお願いし開催することとなりました。

今後も、訓練や会議を通して危機意識の醸成を図っていきたいと考えております。

以上となります。

【石井会長】

貴重なお話ありがとうございました。

最後に、千葉県君津地域振興事務所長の陣野様お願いします。

【陣野委員】

国民保護に関する千葉県の取組を3点ほど説明させていただきます。

1つ目は、国民保護訓練の実施となります。千葉県では、令和6年度までに15回国民保護訓練を実施しております。

内訳は、国・県・市町村が共同で実施する訓練を5回とし、実動訓練3回、図上訓練1回、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練1回行いました。

このほか、県対策本部職員の図上訓練を10回行っております。

訓練想定を検討にあたっては、前年度の段階から、関係機関として、消防、警察、自衛隊等を構成員とする協議会を組織しており、関係機関との協議や意見照会を実施して訓練要領などを検討しています。

今年度は、8月に、毎年度実施している県対策本部の図上訓練を実施。さらには、年度内に、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を白子町で実施予定であります。

2つ目は、令和6年度に行った弾道ミサイルを想定した住民避難訓練で、国、県、長柄町で開催し、千葉県として初めての住民避難訓練でした。

公民館や小学校でJアラートが鳴った際のとっさの行動について周知・啓発を図り実施したものです。

先ほど申し上げましたが、年度内に白子町でも実施予定でありまして、君津市をはじめ関係機関に周知いたしますので、ぜひ見学をご検討ください。

3つ目は、避難施設の指定推進になります。

知事は国民保護法で定める規模・構造等の基準を満たす施設を避難施設として指定するとされており、特に、弾道ミサイル等の爆風等からの施設被害を軽

減するために、既存の堅牢な建築物や地下施設について、緊急一時避難施設として指定することを促進することとされています。

千葉県の緊急一時避難施設の指定状況については、これまで着実に指定を進めてきており、人口カバー率は、100%を超え、現時点では136.7%に達しています。

しかし、指定施設の地域に偏りがあり、地下施設の人口カバー率は3.6%に留まっていることが課題となっています。

君津市の緊急一時避難施設は、53施設を指定しており、人口カバー率については、225.8%となっていますが、地下施設は0という状況にあります。

県として、引き続き、地下施設を有する民間商業施設等をターゲットに指定を進めていくこととしており、君津市においても、未指定の堅牢な施設や、地下施設があれば、指定への協力をお願いしたいと思います。

今後についてですが、国からは、6月の骨太の方針において、武力攻撃を想定したシェルターの確保について、今年度中に実施方針の策定が表明されている。

また、8月には、災害救助法の改正に伴い、「救援」に福祉サービスの提供が追加され、今後、国の基本方針が改正される予定となっております。

それを受け、国の基本指針の改正後に、これを反映した都道府県及び市町村の国民保護計画の変更が必要になることが見込まれており、県としては国の動きに注視しているところであります。

国民保護計画では、都道府県と市町村は、住民を「避難」させ、または避難住民等の「救援」を行うために連携して活動することとされています。

今後とも、住民の生命・身体の安全を確保するため、皆様との一層の連携強化をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【石井会長】

貴重なお話ありがとうございました。

他にご意見いただける方はいらっしゃいますか。

金井委員お願いします。

【金井委員】

君津健康福祉センター（君津保健所）は医療関係の活動が想定され、国民保護法第85条第1項には、「県知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請することができる。」とあり、第2項では、要請に応じない場合には医療関係者に対し指示することができるとなっております。

もし、そのような事態があれば、保健所長がそのような指示を出すことにな

るとになると思います。

【石井会長】

ありがとうございます。

有事の際には、ご配慮いただけるようご協力お願いいたします。

外にご意見いただける方はいらっしゃいますか。

いらっしゃらないようですので、以上で終了とさせていただきます。

最後に、石倉危機管理監より本日の総括をお願いいたします。

【石倉委員】

本日は、本協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

また、君津市国民保護計画の変更にご協力いただき感謝申し上げます。

本日の説明の中に、武力攻撃や大規模攻撃など有事に際してという文言がありました。私自身、9年前の2016年にバングラデッシュ国に派遣された際に大規模なテロに遭遇した経験がございます。

このテロは、日本人を含む多くの外国人が犠牲となりました。

この時に一番感じたことは、昨日まで安心して暮らしていた日常が、一瞬にしてテロ国家へと変貌した驚きと戸惑いでした。

次に認識したのが自分の命は自分で守ることの大切さでした。

その際、一番役に立ったのが、バングラデッシュの日本大使館からの在留邦人、日本人保護に関する様々な情報提供でした。

その経験を踏まえると、国民保護計画の重要性は極めて高いものであると認識しております。

有事というのは、災害と同じでいつどこで起きるかわかりません。

そういったときのために、君津市国民保護計画は重要な位置づけを担っており、今回の変更もその流れに沿った対応となっております。

今後、パブリックコメントや市議会への報告を経て、あらためて、皆様にご報告する運びとなっております。

引き続き皆様には、様々な観点からご協力をいただくことになると思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【石井会長】

石倉危機管理監ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しします。

(5) 閉会

【毛塚危機管理課長】

それでは、以上を持ちまして、令和7年度第1回君津市国民保護協議会は、終了となりますが、次回の会議につきましては、先ほどのスケジュールの説明の中にもありましたが、令和8年2月下旬に開催を予定しております。

なお、今後、実施いたしますパブリックコメント等の結果を踏まえ、計画の変更が軽微となる場合は、次回の会議が書面開催となる場合がございますので、ご了承ください。

長時間にわたりありがとうございました。